

# みずほ中国 ビジネス・エクスプレス（第746号）

2025年4月30日 | みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部

## ～政策関連～

平素より格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

### ■ 注目トピックス

#### 国務院、外資投資の安定化に向けた25年の行動案を公表

国務院弁公庁は2025年2月19日、商務部と国家発展改革委員会が策定した『外資投資の安定化に向けた2025年の行動方案』を転送して公表しました。この行動案は、開放拡大や投資促進、サービスサポートの強化などの面から20の措置を打ち出しました。外資による製造業や、通信、医療・介護、金融などのサービス業への参入を支援するなど従来方針を再確認した。また、外資の投資会社「投資性公司」による中国本土での借入金をエクイティ投資に使用することも解禁しました。

### ■ 直近の重要政策

#### 産業政策

- ✓ **自動車流通消費の改革試行作業の展開に関する商務部等8部門の通知**  
(商務部など、1/24)

#### 金融政策

- ✓ **金融分野について条件を満たす自由貿易試験区(港)における国際的な基準に合わせた制度上の開放推進の試行に関する意見**  
(中国人民銀行など、1/22)

#### 最低賃金

- ✓ **中国各省・自治区・直轄市の月額最低賃金の推移**  
(人力資源社会保障部など、4/1時点)



MIZUHO

瑞穂銀行

— WeChat公式アカウント —

## ■ 注目トピックス

### 国務院、外資投資の安定化に向けた 25 年の行動案を公表

国務院弁公庁は 2025 年 2 月 19 日、商務部と国家発展改革委員会が策定した『外資投資の安定化に向けた 2025 年の行動方案』<sup>1</sup>(以下、行動案)を転送して公表しました。行動案は、開放拡大や投資促進、サービスサポートの強化などの面から 20 の措置を打ち出しました。外資による製造業や、通信、医療・介護、金融などのサービス業への参入を支援するなど従来方針を再確認した。また、外資の投資会社「投資性公司」による中国本土での借入金をエクイティ投資に使用することも解禁しました。

行動案の主な内容については、以下図表 1 をご参照ください。

【図表 1】 主な内容

項目	主な内容
①開放の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 通信や医療、教育などの分野における開放措置の試行を拡大する（第 1 条）。</li> <li>➢ 製造業における外資参入規制の全廃を着実に実行する（第 2 条）。</li> <li>➢ サービス業の開放拡大の試行範囲を拡大する（第 3 条）。</li> <li>➢ バイオ医薬品分野の対外開放を段階的に推進する。条件を満たす外資企業によるバイオ医薬品の「分段階製造」（製造工程の分段階配置）への試行参加を支援する（第 4 条）。</li> <li>➢ 外資による中国本土でのエクイティ投資を奨励する。『外国投資家の上場企業戦略投資の管理弁法』を着実に実行し、戦略投資の実施手引きを策定し、外資による国内上場企業への長期投資を誘致する（第 5 条）。</li> </ul>
②投資促進の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 外資企業による中国本土での再投資への支援を強化する（第 7 条）。</li> <li>➢ 外商投資奨励産業の範囲を拡大する。外資による現代サービス業や中西部・東北地域への投資を支援する（第 8 条）。</li> <li>➢ 外資企業による「投資性公司」の設立を奨励する。「投資性公司」が中国本土で借入金をエクイティ投資に使うことを認める。外貨管理や人員出入国、データ越境移転などの面において多国籍企業による「投資性公司」の設立に対し便宜を図る（第 9、10 条）。</li> <li>➢ 外国投資家による中国本土での M&amp;A を実施しやすくする。『外国投資家による中国本土企業の買収に関する規定』を改定し、M&amp;A 関連ルールと手続きを最適化し、越境株式交換のハードルを引き下げる（第 11 条）。</li> <li>➢ 外資による養殖、飼育設備と飼料・動物用医薬品の生産など牧畜業関連分野への投資を奨励する。高齢者サービス、文化・観光、スポーツ、医療、職業教育、金融などのサービス業への外資誘致を奨励する（第 12 条）。</li> </ul>
③開放プラットフォームの機能強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 自由貿易試験区がルールや管理、標準などに関する制度型開放を継続的に拡大することを支援する（第 15 条）。</li> </ul>
④サービスサポートの強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 政府調達における自国製品の認定標準制度を早期確立する（第 17 条）。</li> <li>➢ 金融機関による外資企業への融資サービスの提供を奨励する。各種ファンドと外資企業が連携してエクイティ投資を展開することを促す（第 18 条）。</li> <li>➢ 人員往来の利便性を高め、ビザ免除措置の対象国を引き続き拡大する（第 19 条）。</li> <li>➢ 外資企業による税関の AEO（認定事業者）の認定に力を入れる（第 20 条）。</li> </ul>

(行動案に基づき、中国アドバイザー一部作成)

<sup>1</sup> 中国語原文は下記の URL よりダウンロードできます。

[https://www.gov.cn/zhengce/content/202502/content\\_7004409.htm](https://www.gov.cn/zhengce/content/202502/content_7004409.htm)

## ■ 直近の重要政策

以下、直近に公表された主な政策をお知らせ致します。

### 産業政策

#### 自動車流通消費の改革試行作業の展開に関する商務部等 8 部門の通知

(原文: 商务部等 8 部门办公厅关于开展汽车流通消费改革试点工作的通知)

商弁消費函 [2025] 14号

商務部など2025年1月24日公表

#### 【主要内容】

- 商務部は『消費財の下取り・買い替えを推進する行動方案』（商務部など24年4月公表）の方針に基づき、25年から27年にかけて自動車流通消費の改革試行作業を展開する通達を公表した。
- 自動車購入制限策の緩和または撤廃を検討する。新エネ車や省エネ型自動車の購入を奨励する。
- 自動運転技術の応用シーンの開拓を模索する。商店街や公園、文化施設、体育館における自動車展示・販売の展開を支援する。
- 中古車の効率的な流通を促進し、中古車取引・登録の利便化措置を導入する。
- 自動車文化の普及を促進し、自動車改造やレンタカー、自動車レース、オートキャンプ、クラシックカーなどの健全な発展を推進する。
- 廃車リサイクルシステムを整備する。自動車解体技術の高度化と低炭素化を促し、資源利用レベルを高める。廃車リサイクル、自動車流通分野のデジタル化のレベルを高める。新車販売や中古車流通、廃車などの段階におけるデータの共有を推進し、自動車分野の情報開示制度を整備する。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

[http://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art\\_9876eb29ef7942028045fb669146712b.html](http://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art_9876eb29ef7942028045fb669146712b.html)

### 金融政策

#### 金融分野について条件を満たす自由貿易試験区（港）における国際的な基準に合わせた制度上の開放推進の試行に関する意見

(原文: 关于金融领域在有条件的自由贸易试验区（港）试点对接国际高标准推进制度型开放的意见)

中国人民銀行など2025年1月22日公表

#### 【主要内容】

- 中国人民銀行は商務部、国家金融監督管理総局などと連名で、自由貿易試験区（港）における金融分野の対外開放のさらなる推進を旨とする意見を公表した。この意見は『条件を満たす自由貿易試験区及び自由貿易港における国際的な基準に合わせた制度上の開放の推進に関する若干措置』（國務院23年6月公表）、『国際高水準の経済・貿易ルールに合わせて、中国（上海）自由貿易試験区の高水準の制度開放を推進する総体方案』（國務院23年12月公表）の方針を着実に実行するためのもの。
- 条件を満たす自由貿易試験区及び自由貿易港とは、上海市、広東省、天津市、福建省、北京市の自由貿易試験区及び海南自由貿易港、広東省珠海市に位置するマカオとの協力エリア「横琴粵澳深度合作区」、広東省深セン市に位置する香港との協力エリア「前海深港現代服務業合作区」、広東省広州市の南沙エリアを指し、以下は試行地域という。
- 試行地域では外資系金融機関が中資系金融機関と同様の「新金融サービス」（国と金融の安全に抵触する特定サービスを除く）を提供することを認める。新金融サービスとは、中国本土ではまだ提供されていないが、海外では既に始まっている金融サービスを指す。海外の金融機関や越境金融業務の提供者による金融サービスの提供申請について、120日以内に展開の可否を回答する。
- 外国投資家の投資資金の越境移動を自由化する。金融機関のデータ越境移転制度を最適化する。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

<http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/5574286/index.html>

(各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成)

## ■ 中国各地の月額最低賃金

貴州省は25年2月1日、広東省（深圳市を含む）は3月1日、福建省は4月1日より月額最低賃金を引き上げました。

25年4月1日時点の中国各省・自治区・直轄市の月額最低賃金は下表の通りです。

【図表】中国各省・自治区・直轄市の月額最低賃金の推移

（単位：元）

	省市名	最新調整月	2025年	2024年	2023年	2022年	2021年
華北	北京	2023年9月	2,420	2,420	2,420	2,320	2,320
	天津	2023年11月	2,320	2,320	2,180	2,180	2,180
	河北	2023年1月	2,200	2,200	2,200	1,900	1,900
	山西	2025年1月	2,150	1,980	1,980	1,880	1,880
	内モンゴル	2024年12月	2,270	2,270	1,980	1,980	1,980
東北	黒龍江	2024年5月	2,080	2,080	1,860	1,860	1,860
	吉林	2024年10月	2,120	2,120	1,880	1,880	1,880
	遼寧	2024年5月	2,100	2,100	1,910	1,910	1,910
華東	上海	2023年7月	2,690	2,690	2,690	2,590	2,590
	江蘇	2024年1月	2,490	2,490	2,280	2,280	2,280
	(蘇州)	2024年1月	2,490	2,490	2,280	2,280	2,280
	浙江	2024年1月	2,490	2,490	2,280	2,280	2,280
	山東	2023年10月	2,200	2,200	2,200	2,100	2,100
	福建	2025年4月	2,265	2,030	2,030	2,030	1,800
華南	広東	2025年3月	2,500	2,300	2,300	2,300	2,300
	(深圳)	2025年3月	2,520	2,360	2,360	2,360	2,360
	広西	2023年11月	1,990	1,990	1,810	1,810	1,810
	海南	2023年12月	2,010	2,010	1,830	1,830	1,830
中部	河南	2024年1月	2,100	2,100	2,000	2,000	1,900
	安徽	2023年3月	2,060	2,060	2,060	1,650	1,650
	江西	2024年4月	2,000	2,000	1,850	1,850	1,850
	湖北	2024年2月	2,210	2,210	2,010	2,010	2,010
	湖南	2024年9月	2,100	2,100	1,930	1,930	1,700
西北	陝西	2023年5月	2,160	2,160	2,160	1,950	1,950
	甘肅	2023年11月	2,020	2,020	1,820	1,820	1,820
	寧夏	2024年3月	2,050	2,050	1,950	1,950	1,950
	青海	2023年2月	1,880	1,880	1,880	1,700	1,700
	新疆	2025年1月	2,070	1,900	1,900	1,900	1,900
西南	重慶	2025年1月	2,330	2,100	2,100	2,100	1,800
	四川	2025年1月	2,330	2,100	2,100	2,100	1,780
	貴州	2025年2月	2,130	1,890	1,890	1,790	1,790
	雲南	2024年10月	2,070	2,070	1,990	1,670	1,670
	チベット	2023年10月	2,100	2,100	2,100	1,850	1,850

※25年以外の金額は24年12月31日時点の基準額（人力資源社会保障部などに基づき、中国アドバイザー一部作成）

現時点金額の詳細については以下のリンクをご参照ください。

[https://www.mohrss.gov.cn/SYrIzyhshbzb/laodongguanxi\\_/fwyd/202504/t20250403\\_539853.html](https://www.mohrss.gov.cn/SYrIzyhshbzb/laodongguanxi_/fwyd/202504/t20250403_539853.html)

【照会先】

中国アドバイザー一部 担当者：張

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2025 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性や完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。